

平成 20 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社プロジェ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 森 田 宏 文
(コード番号：3114 名証・大証第二部)
問合せ先 取締役 管理部長 坂 本 鐵 雄
電話番号 (03) 5777-5152
当社の親会社 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古 川 善 健
(コード番号：8206 大証第二部)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は平成 20 年 10 月 15 日付で、当社の提訴に対する反訴の提起を受け、本日反訴状を受け取りましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日
横浜地方裁判所 平成20年10月15日

2. 反訴原告（本訴被告）
株式会社ジェイアンドエム（東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番16号 代表者 平原 潤）

3. 当該訴訟の内容

(1) 本訴

被告（ジェイアンドエム）が、共同事業の解消により発生した滅失利益及び金融機関信用失墜に伴う損害金として原告（当社）に34百万円の支払いを請求したことに對し、原告は被告主張の金34百万円の債務が存在しないことの確認を求める。

(2) 反訴

ジェイアンドエムは、当該不動産売買契約の解除により、ランドスターより違約金として24百万円の支払い請求を受けているため、反訴被告（当社）は反訴原告（ジェイアンドエム）に対して金24百万円及び本訴状送達の日翌日から支払済に至るまで年6分の割合による金員の支払いを求める。

訴訟費用は反訴被告の負担とする。

4. 反訴が提起されるに至った経緯

当社ディベロップメント事業のプロジェクトとして、株式会社ジェイアンドエム（以下「ジェイアンドエム」という）と共同事業協定書を締結しました。

ジェイアンドエムは本書外ランドスター株式会社（以下「ランドスター」という）から不動産を170百万円で購入するため、平成 20 年 6 月 5 日に売買契約（売主：ランドスター 買主：ジェイ

ンドエム)を締結しました。

しかし、売主であるランドスターが売買契約の絶対条件について不実の告知をしたため、当社は当該プロジェクトの中止を決定し、平成20年6月13日、ジェイアンドエムはランドスターに対して売買契約の白紙解除を主張いたしましたところ、ランドスターは本件不動産の新たな購入者を見つけることを希望してきました。

そこでランドスター、ジェイアンドエム、当社等関係者の総意として、新たな購入者を探す事となりました。当社はランドスター側の希望通りに最大限の努力をし、数日後には新たな購入者であるA社を見つけ、平成20年7月25日に売買契約を締結することとなりました。

ところがランドスターはA社に対し、契約予定日の直前になって手付金や違約金について大幅な契約条件の変更を申し入れてきました。その内容はとても契約を希望しているとは思えない厳しい条件であり、そのため平成20年7月25日の契約は中止となってしまいました。

以上の経緯から明らかな通り、契約が実現しなかったのは専らランドスター側の責任によるものであり、ジェイアンドエムは、何ら違約金を請求される立場にはなく、当社もまたジェイアンドエムからその様な請求を受ける理由はないため、平成20年8月8日付にて横浜地方裁判所に対して債務の不存在確認訴訟を提起しました。

本件は、上記債務の不存在確認訴訟に対する反訴であります。

5. 今後の見通し

当社は、本反訴の請求要因により支払請求を受ける理由はないものと確信しておりますので、裁判では当社の正当性を主張して争っていく方針であります。

なお、本訴訟が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上